

# 社會的正義に就いて

(正義の本質)

藤井健治郎

本編は大正十二年六月十八日午後一時半から法學部新大講堂に於いて催されたる、本大學創立記念日祝賀講演會に於ける講演の原稿である。多少修正をしたのみで、全部そのまゝ掲載する。其當時の心持ちを偲ばんが爲めに。

—

諸君、今日我が大學が其創立記念日に於いて、恒例によつて祝賀講演會を催すに當り、私は其學壇の末席を汚してゐる一人として、此に立たなければならぬ、光榮ある、しかしながら苦しい運命に會ふたのである。私の今日御話するのは社會的正義に就いてであるが、是は英語の social justice の翻譯語として用ゐたのである。其意味で御聽取を願ひたい。

用ゐられ、  
る。國際戰爭の際には、何れの國でも皆正義人道の爲に已む  
ことを得ずして戦ふと宣言し、又國內に於ける政治運動や、社會運動や、婦人運動やな  
ごでも、何れも皆正義人道を其標幟としてをり、又其他に於いても種々の場合に用ゐ  
られ、随分屢使用される處の言葉である。

かやうに多く用ゐられてゐるから、其意義又は概念なども、既に判然確定されてゐ  
さうに思はれるのであるが、其實はさうでなく、随分多様の意義に理解されて、曖昧な  
ものになつてをる。今日はそれ等の意味を解剖批判することによつて、正義の眞の  
意義を闡明し、それは畢竟社會的正義と稱する所のものであることを、述べて見たい  
と思ふのである。

## 二

正義といふ語は、最も屢自由平等といふ思想に聯關して用ゐられてをるのである。  
即ち人々互に他人の自由と平等とを尊重して、敢て之を侵害しないのが正義である  
など、いふ用法である。故に此場合、私も右の二語に關係せしめつゝ、正義の本質を  
究明していききたいと思ふ。

先づ平等の方から論を進めやう。最も屢用ゐられる平等の第一義は、人は法律の前にはすべて皆平等なものであるといふ意義である。政治的社會的革命の場合などに、*"all men are equal by nature and before the law"*といふ宣言を見るのは、西洋諸國の近代歴史には殆ど型に鑄られたやうに普通な事柄である。右の中前年の *"by nature"* は後廻しにして、先づ後半の *"before the law"* に就いて述べれば、法律の前にはすべての人は皆平等なものであるといふ命題は、其意味簡単な様であるが其實そうでない。佛蘭西革命の際の一七九〇の憲法も、一七九三のそれも、共にそれを説明してをらぬ。然らば如何なる意味に理解すべきかならば、法律も其諸條項の内容からいへば、人によつて種々差別的なものであるから、法律の前の各人の平等は、内容の方からいつたものでなくして、單に其適用の方からいつたものに相違ない。即ち法律適用の場合に於いては、其條項の規定してゐる所に従ひ、人はすべて平等に取扱はるべきものであつて、決して貧富尊卑智愚等の如何に依て二三にさるべきものでない。(W. Bancft, *Justice and Happiness*, Oxford, 1911, p. 15 参照) かういふやうに理解すべきである。そこで平等の此意味から觀た所の正義はどうなるかといへば、法律の前には人はすべて平等なものであるから、すべての人は法律の權威を重んじて其條項を遵守し、教

之に違反する。ことなく、法律をして其規定通りに行はしめるやうにすることを指すものである。

正義のかうした意味は、それだけは明瞭であつて、それには何等の疑義も起らぬけれども、更に他の方面の事柄を考へると、如上の正義の觀念は不完全なものであることが判つて来る。それは法律に循ふことの正義であることは、それは疑のないことであるが、しかしそれは絶對的なものでない。若し現在の法律其者が甚しく不正不義のものであるか、又は其法律其者はたとひ不正不義でないにした處が、その法律が規定してゐるより以上の高い理想が、此場合それに違反するも實に已むを得ないこと許容したるが如き、或る特殊の場合に於いては、其法律に違反して却て正義と認められることがあるからである。「正義は法律の所造にあらずして、却て法律は人間が如何にも置かれさうに思はれる處の一切の事情に於ける正義の宣言であり、適用に過ぎぬ」(Proudhon, *What is Property?*, p. 50)ものである以上、新うした事柄も當然のことであらねばならぬ。例へば鳩巢が徂徠の幕府當局への答申書や、其後の春臺の論文などに述べた趣意と正反對の説を立て、良雄等赤穂浪士の擧は義擧であり、渠等浪士は天下の義士であると賞揚禮讃して以來、今日に至るまでも、義士の鑑と仰がれてゐる。

るが如きは、法律に違反して却て正義とされる後者の場合の例であり、又前者の例、即ち法律其者が悪法であるから、それを破つて新法を立てるのがむしろ正義であるといふ方の例は、明治の初葉に於いてなされたる改革の如きはそれである。此改革は従來士族以上の支配階級と、庶民以下の被支配階級との間に設けられてゐた、全く無意義な、無理由な差別を撤廢した處の改革であつて、これはすべて、舊來の陋習を破り天下の公道に基づくべし」といふ皇謨を奉體した處のもので、全く正義の發動に外ならぬ。然らば何故かうした改革が必要であり、且可能であつたかなれば、一旦定められたる規定は、之を遵守する側からいへば、固く之を遵守し、之を適用する側からいへば公平無私に之を適用するのが正義であるけれども、しかし其法律の規定其者が「天地の公道」に悖るものであると自覺されるに至つた場合に於いては、法律は最早法律たるの權威を失ひ、人はそれに服従せずして却てそれを破り、それを改めるのが正義であるとの體驗するやうになるからである。幕末の當時、段々實力を失ひ、形骸のみに拘泥し出した處の士族階級が、それでも猶累代の餘威を頼んで、徒らに横暴を逞しうし、其弊や愈出て、愈激しく、他方に於いては徳川期の教育學術の普及進歩した結果、庶民階級も、理を解するものが段々多くなつたりした事から、従來の階級制

度や、それに依り、いさゝか差別的取扱は、全然無道理のことであるばかりでなく、將軍でも、大名でも、士でも、百姓町人でも、人としては皆同一の人間であり、又日本國民として、皆等しく上御一人の臣民であつて、そこに何等の差別などがあるべき道理がない。従て從來の差別的取扱の如きは、かうした我が民族精神から觀ても、不都合極まる者であるとの自覺が段々高まつて來た。それこれの事情からして、階級制度や、差別思想に基いてゐる從來の法律・慣習は、すべて「天地の公道に悖る不正不義のものなり」とし、之を破り、之を改めるのが却て正義であると認められたのである。つまり日本國民としては、四民皆平等なものであるとの理想を實現したのが、明治の初葉に於ける國家的社會的の改革で、之が前者の例、即ち法律其者が惡法であれば、それを破り、それを改めるのが、却て正義であるといふ方の例である。

前の良雄の場合は、姑く措き、後の明治革新の際に於ける正義の平等は如何なる者かといへば、それは日本臣民としての資格に於いて萬民皆平等であるといふ意味である。本來はかく皆平等であるべき筈の萬民が、或は因襲的に、或は偶然的に、或は威壓的に、何時とはなしに皆不平等なものとなされてしまひ、終には習が性となるの道理にて、大名士、百姓、町人の差別は、本來のものゝやうに思はれ、當然の者のやうに信せ

られるに至つたのである。而かもさうした差別的制度の起つた當時には、それ相當の存在理由もあつたであらう。しかし國情は變化し、時勢は推移してをるから、在來の制度がそのまゝで存在理由を有つてをらう筈がない。而して社會の活勢が制度と乖離すること甚しきに至れば制度の形骸だけは遺つてゐても、其の精神は全く死滅してしまはねばならぬ。かくて制度の形骸が、民族の活動舞臺のそこゝに僵れてをつて、それが猶現在民族の活動を阻害し、社會の進歩を妨げ、其生命を萎靡するやうになれば、旺盛なる活動力を有つてをる民族ならば、到底それに堪へることが出來ず、それ等因襲的差別に基づいて建てられた處の制度を一掃し、その古い材木から、平等の理想に基づいた新しい制度の建築をなさうとするものである。明治革新の平等思想は、正しくかうした意味の平等であつたのである。（拙著主觀道德學要旨四一—四八頁。日本社會學院年報掲載國民思想の動搖並に其原因、清原貞雄氏著明治時代思想史一——三一頁參照）。

以上は法律の前には人はすべて平等なものであるといふ意味の平等から演繹して來た處の國民としての資格に於いては、其各員はすべて皆平等なものであるといふ平等の意を、又それに基づいた正義の觀念であるが、是は一の國家に於け

る者として、妥當なる者に相違ないけれども、しかし正義は國臣と、この徳義であるばかりでなく、凡そ世界萬國すべての人々に通じたる徳義である。此正義があればこそ、人類は Humanity と稱せられる一の團體に結合されることが出來てるのである。そうした場合に於ける正義の基礎觀念となつてをる平等觀念は、國民とか民族とかいふ特殊の範圍内に於ける者でなくして、それは全く凡そ人間としていふ普通の範圍内に於ける平等觀念である。然らば謂ふ所の凡そ人間としての平等といふことは果して如何なる意味か。次に之を考察しなければならぬ。

## 二二

「凡そ人間は、人間としては皆平等なものである」此の命題の意義は、從來學者によつて種々に解釋されてをるのであるが、其一つの意味は、人間は生れながらには皆平等なものである」といふ義に解釋されてをる。その説明によると、人間に種々賢不肖、能不能、凡庸英傑等の等差があるのは否定することの出來ない事實であるけれども、しかしそれは唯生れて以後の教育や境遇やから受ける所の感化影響が異なるが爲めに生じた結果であつて、生れながらの者を比較して觀れば、たとへ絶對的に平等だと



はいへぬにしても、大體の上からいへばいづれも大同小異なものであつて、先づ之を平等なものといつても、決して正鵠を失したものでないのである。とかやうに説明するのである。是は人間は人間としては皆平等なものであるといふ命題の諸意義中、最も簡單で單純な意味であつて、學術上之を自然的平等と名づけてをる。(Hobbes; Leviathan; Adam Smith, *Wealth of Nations*; Proudhon, *What is Property?* 等の中に見えたる所の思想)。

しかし此自然的平等觀念は、之を學術上から嚴密に見ればあまりに粗雑な觀念であつて、取り立てて批評するだけの價值もないものであるが、唯一言之に就いて述べて觀れば、此見解は全く事實に反した謬説である。人はすべて各特殊の天分と能力とを有つて生み付けられてあるものである。彼等は個人の特種性は生れてから後の教育や境遇の感化影響によるものであると説くのであるが、それはあまりに過大にそれ等の力を見てをるものである。教育や境遇やは脆雜な銑鍍を鍛へて堅韌な鋼鐵にするの力は之を有つてをるものであるけれども、しかしながらそれを黄金に化するの魔力を有つてをるものでない。論語には、性は相近く、習は相遠しといつて

後天の力の強烈なることを説いてゐるが、しかしそれは

たけで性は相同じとはいつてゐない。ジョン・ロックは  
睿智的品性は不可變のものなりといつてゐる。個人の特  
殊性は全く本來的なものであつて、單に後天の教育境  
遇の外力によつて植付けられたものでない。

以上に述べた通り所謂自然的平等觀は平等の意義として  
は甚しく粗雜なものであるが幾分か之を修補して多少學術  
的にしたのはジョン・ロックの思想である。ロックは個人  
は人間としては皆平等なものである。しかし其平等といふ  
のは個人の天赋の才能なり、氣質なりまでが皆同一であ  
るといふのではない。唯各人が自己の生命を存続したり、  
その自由を享有したり、その財産を保全せんとしたりする  
所の欲求を有てゐるに於いては皆同一であるといふ意味で  
ある。此等生命の存続自由の享樂財産の保全の三者は、  
人の此世に生存してゐる基本的條件であつて、此等の事柄  
が安全に立して確實に保障されてゐるでなければ、生き  
甲斐のある生活なすことが出来ぬ。だから此等の三者は  
人間が天から賦與された自然の權利であると言はざるを得  
ない (Treatise on Civil Government) と説いてゐる。ルソーの  
社會契約論の思想なども、之を繼承したものであり、又北  
米合衆國の獨立宣言書にも同様の趣意が述べられてある。  
「すべての人間は皆平等に生み付けられたものである。彼等  
は讓るべからざる権利を有する。此等權利の第一は生命の  
自由である。第二は財産の保全である。第三は安全である。此  
等權利を侵すものは、社會契約を破るに等しい。故に、  
此等權利を侵すものは、社會契約を破るに等しい。故に、  
此等權利を侵すものは、社會契約を破るに等しい。」

らざる一定の權利を神から享けてをる。其權利とは生命自由及び幸福を獲得するの權利をいふのである云々とある。又フランス革命の際の一七九三の憲法の前文に自然の權利を教へて平等自由安全財産の四つとしてをる。此等は皆ロックの思想から出で、幾分それを修正したものに外ならぬ。而して此ロックの論が所謂自然權利論又は天賦人權論の論據となつてをるものである。此思想は前述のホッブスやアダム・スミスやの思想と同じく、やはり自然的平等論に相違ないのであるが、それ等に比較すれば幾分か精密で、幾分か學術的である。若し前者の自然的平等を常識的自然的平等といひ得たとすれば、此ロックのやうな思想は之を反省的自然的平等と名づけて可からう。

四

此反省的自然的平等を基礎觀念として一種の正義觀念が成立する。而して其正義觀念こそ近代現代を支配してゐる正義觀念である。然らばその謂ふ所の正義觀念はどんなものであるか。アダム・スミスは次のやうに説いてゐる。「同等なる者の間に於いて、人間は政府といふ制度の出來る前に、自然に或る程度まで支自

身を防護し

加へられたる處の害惡に對しては相當の刑罰を課して之を權

利を有つてをつたものである。而して公平なる傍觀者は、彼がかくするのを觀て、其行爲を賞讃するばかりでなく時宜によつては彼に加勢してやりたいと思ふ程被害者の感情に一致するやうになる。或る一人が他の一人を強襲したり、掠奪したり、又は殺害せんと企てたりした場合には、一切の隣人は其加害者に向て警告を發し、而して其被害者の爲めに仇を打つてやつたり、又は其被害から保護してやつたりするものが正當なりと考へる。[Adam Smith, Theory of moral Sentiment, p. 115]。それゆゑ傍觀者は、自分で行つても行はないでも、如何でも可いものでなく、正當なる行爲として、強力によつて加害者を刑罰に附するものである。] *op. cit.* p. 114。此アダム・スミスの言葉を要約していへば人はすべて相互に各人に自然に賦與されてゐる所の自由と權利とを尊重して、敢て之を侵害しないのが正義であるといふ意味である。是は決して彼アダム・スミス一人の言でなくして所謂自然權利論者の通説である。而して此正義觀念が前に述べた通り、近代現代を支配して來た所の正義觀念である。私の講演の目的は此正義觀の誤謬を指摘して、自然に社會的正義が正義の本質であることを論證して觀やうといふ處にある。

それには此正義觀念を國家といふ觀念の上に當嵌めたなら、どうなるであらうかといふことから話を進めて行きたい。ロックの説いてゐる處はかうである。「人間が其三大自然權利を保全して行く爲めには、どうすれば可いかといへば、それは各人が相互に其權利を侵害せじと約束してそれを守るより他に道がない。而して其約束を一般的に確實に履行して行く爲めに國家が必要になつて来る。國家の方で約束を履行せしめ、天賦の權利を保全して行くことが出来る。だから國家といふ者は、人民の契約から出來て人民の委託をうけて、各人をして其根源的約束を履行させる責務を有つてゐる者である。しかしそれが國家の責務のすべてであつて、それ以外には何等の責務もなければ、又權利もない。國家は積極的に個人の事柄に干渉する權能を有たぬ。國家はかうした道理によつて成立してゐるものであるから國家の事柄はすべて本來平等の權利を有つてゐる各員の處決遂行すべき者であつて、或る一部の人々のみが、その事をする權利を壟斷すべきものでない」云々 (op. cit.) と説いてゐる。つまりロックの思情は國家は國家内の安寧秩序を維持し其平和を保障するだけの消極的任務を有つてゐるだけで、それ以上の事柄をなすべき者でない。若しそうした

いたならば、それは國家の不正であるといふ觀方であつて、所謂國

又此論からすれば、既にロツク自身の語の中にも明である通り、國家の事柄は國家の各員すべてが處理決行すべきものである。即ち各員に與へられてゐる政治上の自由と權利とは、各員すべて皆平等なるべき筈の者である。然るにそれが何時となしに因襲的に慣習的に國家内に壓迫階級と被壓迫階級との差別が生れ出でて、前者は國家を自分達の利益の爲めに、自分達の手で勝手に引廻まして、被壓迫階級の利害の如きは、全然之を念頭に置かないか、若しくは甚しき場合に於いては、被壓迫階級の利害を、全く彼等の利益の爲めに犠牲に供せしめるやうなことをさへするやうになる。さうした場合、被壓迫階級が本來の自由平等を主張して、彼等を壓迫階級と同等の列に置かんことを要求するやうになるのは、それはやはり正義の發動なりと認めるのである。

第二に自然的平等觀念に立脚した正義觀念を産業方面に當筈めたならば、さうであらうか。他人の權利を侵害したり、公共の安寧秩序を紊亂したりしない限り、に於いては、人は企業に於いても、經營に於いても、所得に於いても、又消費に於いても、全く自由なるものであつて、而して其自由なる行動は、やがて正當なる行動である。従て

産業上に於ける不正不義とは是等の自由行動を阻止したり、妨害したりすることである。所謂自由にして公平なる競争 (free and fair competition) 是が自然的平等觀に立脚した正義の産業上に於けるモットーである。ブルードンは自ら平等の擁護者を以て任ずる者の如く、彼の財産論に至る所に於いて平等を説き、人間の能力に差異があるから、富の分配は平等でなければならぬと、バラドックシカルな事を説き、而して正義は平等あつての正義であつて、平等なくして何處に正義なる者があらう。而して其正義は吾々の社會生活のアルファであり、オメガであり、又正義は社會を支配する中心の星であり、政治的世界が回轉する樞軸であり、及び一切人事の原理であり、緩急車であると言つてゐる。

最後に自然的平等觀に基礎づけられてをる正義の婦人運動に當倣められた場合を考察して見やう。彼等の主張する所に従へば、今日世界に生存してゐる男女の性質や、才能を較べた上では、それ等の異つてゐることは之を事實として認めない譯にはゆかぬ。しかしそれ等の差異は何等本來的なものでなく、長歲月の間、女子が男子の爲めに虐待され、壓迫されてゐる爲めに生じた處の後天的の差異に過ぎぬ。女子がかくして壓迫されるやうになつたのは何の爲めかといへば、それは女子

が經濟……ひ男子に頼るにあらざれば、此生活を支持して……以來  
 ないやうになつたことから生じたる者である。それゆゑ女子をして男子と同等の  
 位置に立たしめ、其天賦の自由と權利とを享樂せしめんが爲めには、先づ以て女子を  
 して經濟的獨立を得しめねばならぬ。從來の女子は、何等學術上の正當なる根據も  
 ない、謬つた因襲的な不平等の觀念に累はされて、實に理不盡な屈從をうけなければ  
 ならなかつたのである。吾々はその謬つた因襲的な不平等觀念を打破して、女子を  
 男子と平等なる本來の面目に復し、彼等の當然の自由と權利とを得しめなければな  
 らぬ。是が近代の婦人解放運動を惹き起してをる思想的根據である。(F. Engels, Der  
 Ursprung der Familie, des Privateigentums, und des Staates; J. S. Mill, The Subjection of Wo-  
 man; Bebel, Frau und Sozialismus. tc.)

## 五

以上、自然的平等觀に立脚した正義觀念の、政治産業婦人の三方面に應用された處  
 を述べたのであるが、そうした思想と運動とは近代現代の世相であり、社會相であつ  
 た。而してかうした思想は段々其短所缺點が指摘されるやうになつて、新しい思想、



正義の觀念が取てそれに代らうとしてゐる。以下聊自然的平等觀に立脚した正義觀念を批評して見やう。

自然的平等觀は、前に述べたやうに、各個人をすべてそれ自身で充足した獨立の個人と觀てゐるので、ベンザムの語だといふ「人は唯、一人としてのみ計算さるべく何人も二人以上に計算さるべきものでない」といふ極めて民衆的デモクラテツクな思想を表はしてゐるものであるといつて可い。だから以上のやうな正義の觀方は、之を民衆的個人主義の觀方であるといつて可い。而かも其民衆的個人主義は、哲學上の自然主義の上に立つてゐる者であるから、それを重ねて、自然主義的民衆的個人主義の觀方といつて可い。

さて、かうした自然主義的民衆的個人主義の正義觀念には許すことの出来ない缺點がある。それは希臘の昔プラトーンなども既に説いてゐる所である。(Plato, Republic, Engl. Transl. by Jowett, p. 6.) 彼はソッフルスの正義とは眞マコトを語り、借りた金は之を返すことである。單にそれだけのことであると極めて簡單に理解してゐた處の者を論破して、正義は普遍的一般的徳義(Allegemeine Tugend)であつて、精神の各部分(プラト

ーンは

三者に別けてゐた)が各其本性に従

好

する活

誤りしてをる。近代に於いてはへ

他

人の自由を實現したものであるといひ又個人の個性と家族又は社會の中に於いて見出される所の特殊な利益とは、唯此國家と稱する具體的自由の中に於いてのみ、完全に發展されるものであり、又此具體的自由の中に於いてのみ、個人の個性の権利が、其正當なる承認を受ける者である」(Rechtsphilosophie)といつてをる。

以上プラトーンやヘーゲルの意味は自由や正義は團體があつて而して後にあるもので、團體がなければ正義も自由もある者でない。團體の組織規律があつて始めて自由があり、正義が存するものであるといふ意味である。

更に詳しく之を説明すればかうである。個々人が國家的生活をなすといふ其事の中に、直ちに個人の氣儘氣隨の意思は必ず抑制されねばならぬものであることの意味が含まれてゐる。個々人が銘々氣儘氣隨の意思に隨て行動するとしたならば、如何して統一ある國家が成立し得やうぞ。しかし其氣儘氣隨の意思が抑制されるといふことは直ちに自由が制限されるといふことでない。我若し氣儘氣隨の事をしたならば他人も亦同様の事をするを我に於いて制止する権利は毫もない。かくて人々皆其氣儘氣隨の意思で行動したならば、如何して各人の生命身體名譽財

産權利等が安全に保障されやうぞ。それ等が保障されずに何處に自由なる者があらう。正義なる者があらう。然るにそこに個々人の氣儘氣隨の意思を超越した一大權威があつて、その者が各個人を主宰し、統一し、確實に其秩序を維持してをるが爲めに、そこに平和があり、自由があり、正義がある。だから國家があるから個人の自由が制限されるのでなく、却て國家があるので個々人は其自由を享樂することが出来るのである。だから國家の權力が強大であつて、其秩序を維持することが確實であればある程、個人の自由や正義も確實に享樂され得る道理である。

しかし是だけならば、ロックやルソーの社會契約説からも同様に論じ得られるのであるが、プラトーンやヘーゲルの説いてゐる所は單にそれだけでない。其國家といふ團體は單に個人の契約に由て出来た人爲的なものでなく、國家其れ自らが獨自の存在を有つてをる者である。個々人のアッグレグーションでなく、統一意思を有つてをる個體である。従て國家は其れ自らの意思で其れ自らの生存發展を圖る所の有機的オルガニク全一トータルである。國家の職能は單に夜警者のそれではなくして、其れ自らの存續發展を主として各個人に對して種々の義務を課する所の積極的なものである。國

家はそ

）幸福の爲めに積極的に種々の作

）積

であるから、*徳*の思想は、決して自然權利論者のそれと同一なものではないのである。そこで進んで正義の本質に就いて觀たならば、どうであるかなれば、自然主義的民衆的個人主義から觀た處の國家觀は契約説であるといふことは、前にも之を述べ、今も亦再び、それに觸れたのであるが、その國家契約説から觀た處の正義は、どんなものかといへば、正義は自然の人性に根ざして發する所の自然的徳義でなく、人間が社會的生活をするやうになつてから、その社會的生活をして可能ならしめ、以て安全に平和に生活し得るやうに、人間の爲つた徳義であるといふことになるのである。約言すれば、國家契約説から觀た處の正義は、人爲的徳義であるといふのである。

支那に於いても是に似た處の論争があつた。それは孟子と告子との間に論せられた仁内義外の問題である。告子は色食は性なりといふ感性的個人主義の見點から立論して、仁は人心の内に根柢を有つてをる者であるが、義はそれとは異つてをる。唯、外界に對立してゐる者がある所から生じた外部的の者である。即ち外界に我に對して長者が居るから、我之を長とするのである。而かも其長者たる者は秦人であらうと楚人であらうと問ふ所でない。此意味に於いて義は外部的のものであると

論じてをる。つまり告子の此議論も、正義は人爲的契約的の者であるといふ説である。

然らばかうした正義の人爲契約觀は正しい觀方であるかといふに、是亦謬つた所の見解である。是は前述のプラトーンやヘーゲルの論からも、その謬見たることを論證することが出来るのであるけれども、孟子が右告子の論述に對して加へてゐる所の駁論に徴しても明らかにすることが出来る。孟子は長者が外にあるので我之を長とするやうになるのは事實であるけれども、しかしそれだからといつて義は外だとはいへぬ。それはたとひ長者が外に居つても、我之を尊敬せざれば、その長者は我に對して長者でも何でもなく、唯一體の物質と何等擇ぶ所がない。我がその長者を尊敬するので、その長者は我に對して始めて長者となるのである。然らば外なる長者を長者として尊敬することは如何にして可能なりやといへば、それは我の内心に既に尊敬の情があるからである。此意味に於いて義も亦仁と同様に内部的のものなりと謂はざるを得ないと論じてをる。是は詳しくいへば孟子其人の直接の言説でなく、公都子が孟季子に答へた言説であるが、しかし意味は正しく孟子の意を

以上

然主義的民衆的個人主義に

批

評したものであるが、次にはその産業上に於ける觀念を批評しやう。

産業上に於ける右の意味の正義觀念は、全然謬つてをるものではなく、其中には幾分取るべき點も存在してをるのである。アントン・メンガーは生存權、勞働權、勞果全收權の三權を個人が有する經濟上の三大基本權利としたのであるが (A. Menger, *Das Recht auf den vollen Arbeitstag*)、此思想は無條件には之を承認することが出来ないけれども、併し或る條件の下には認めざるを得ない所のものである。若し之が承認されたならば、それからして當然人間には經濟的自由と權利とが與へられてゐるといふことが出来る筈である。さて此經濟的權利が今日の資本主義の制度の中に於いて如何なる取扱をうけてをるかと見るに、人にはかゝる經濟的權利がある、而して人は自由に之を行使することが出来るといふことは、政治的にも法律的にも立派に認められてゐるけれども、それは唯紙の上に書かれてゐる紙上の權利であつて、實際の權利ではない。實際は此權利は資本主義の制度の爲めに、一部有産者のみによつて行使せられて、多數無産者は、之を行使することが出来ぬ状態になつてをる。其點からいつて今日の産業世界は經濟的正義が徹底的に行はれてゐるといふことが出来な

い。此の如きは社會主義者殊にマルクス及其一派の主張する所であるが彼等の主張の他の點は兎も角も、此點だけは、ベルンシュタインの批評したこともある通りであるから(E. Bernstein, Voraussetzungen des Sozialismus)固より絶對的とはいへないが「正しい見解を言ひ表はしたものである」と謂はねばならぬ。ピアマンが「利潤論(マルクスの)はよし謬見であつても、それから解放された餘剩價值論は其大なる價值を支拂へる者である。何となれば餘剩價值論は近代の法律觀によつて承認されたる所の、一切國民の同權は、現在の經濟組織の爲めに、全く空虚なものにされてをることを證明したからである」と論じてゐるのは、(W. Ed. Biermann, Die Weltanschauung des Marxismus, S. 11)確かに正鵠を得たる見解であると謂はねばならぬ。

以上は自然主義的民衆的個人主義の見地から觀た正義の産業上に當倏められた場合の、正しい方面であるが、次に其缺點について論じて見やう。第一經濟上に於いては企業經營等の自由は、人間としての平等と動もすれば相矛盾する者である。コロンピヤ大學のハトラー總長は「正義は自由を含み自由は經濟的平等を否定する。何となれば才能能率身體上の力の平等などといふことは、人間の間には全くないことである」を理と欲と眞とする所の政治的平等以外の悉して「*the political equality of men*」

高い能力を有する者は、低能率の者を追ひ越さないやうにせんが爲め、其の手足をばらねばならぬ。何となれば低能率の者を刺激して高能率の者と同等の仕事爲さしめる所の方法は、他にはないからである」(Butler, True and False Democracy, p. 9)「吾人は正義は平等を要求するといふ根本的謬見を捨なければならぬ。事實は全く其反對であつて、正義は自由の條件として不平等を要求する。而して之に由て以て各人に對し其功過に應じて賞罰し得るやうになるのである」(op. cit., p. 15)と論じてゐる。バトラーのこゝに説いてゐる平等は自然的平等の意味であることは明らかで、而して唯其意味に於いてのみ正しい見解である。かやうに自由と自然的平等とは寧ろ矛盾する者であつて、從て此バトラーの論に徴して見ても、自然的平等觀に立脚した正義の謬見であることは明かである。吾人は自然的平等の意義に於いていふならば、タウラーと共に「平等である、しかし奴隷である」よりは「よし不平等でも自由な方を」遙かに望ましい者として取るのである。(Towler, Socialism, p. 163)

第二には人間は自然的には不平等なものである以上は、吾々は其不平等に從て之を公平に取扱はねばならぬ。然らば差別に從て公平に取扱ふとは如何なることかなれば其實價の如何に率て、報酬することである。アリストテレスの所謂比例的



平等の謂である。此差別に従て公平に取扱ふのが眞の正義であつて、然らざれば鐵床の悪平等に墮せざるを得ないのである。此點からも自然的平等觀に立脚した正義の謬見であることが明かである。

第三には絶對的平等は社會の進歩を阻止し、それをして原始的状態以上に進ましめることが出来ぬ。何となれば若し萬人が自然的に絶對平等であつたならば、そこに分業といふ者が起りやうがない。分業がなければ、社會の各員は皆同様なるホモゼニアスマツスに過ぎぬ者となつて、すべての人が同一の事柄を同一様な方法でやつてゐるに過ぎないことになるであらう。然らばそこには組織も機關もありやうがなく、動物でいへば恰度アミーバのやうに全體内に何の組織も機關もない、原形質の塊であるやうな全然原始的な社會に止まらねばならぬであらう。さうしたホモゼニアスマツスの原始的社會に、どうして高い意義の正義などがあり得やうぞ。

以上三點に互つて論じた處によつて、産業上に應用されたる自然的平等觀に立脚して正義の謬見であるとは明かになつたと信ずる。そこで此自然的平等觀は之を拋棄するが、しかし稍異つた方面から平等を説いて、自然的平等觀の主張してゐる所を何とかいふ論がある。それはゴッドキンズが「ラフ説」の後

論に於いては素朴的な平等觀は之を捨てゝをるのであるけれども、人は各其需要する所に從て供給せられ満足せしめられることに於いては全く平等なものである。從て人々は其需要する所に從て國家から供給を受け、その代りには、自分の力量才幹に應じて國家の生産に貢献しなければならぬ。それが正義の分配であり生産であると説くのである。かやうに個人の側からいへば自己の最善を盡くして國家の生産に貢献しなければならぬ代りには、自分の需要はいつも國家の手によつて満足せしめられるし、之を國家の側からいへば、國家は各人の需要に從て、其れを満足せしめるやうに供給してやらねばならぬ代りには、各人から各其力量と才幹とに相應した生産を受取ることが出来るといふので、交易主義と名づけられてをるのである。此交易主義は前にも述べた通り、素朴的な自然的平等觀に立脚した正義觀念とは大分懸隔してゐるものであるが、これで其正義觀念の缺點を補つて正當なる正義觀を立することが出来るかといふに、そうではなく、是亦多くの缺點を有つてをる所の見解である。第一、ホルロービーが既に指摘したやうに、自己の最善を盡くして國家の生産に貢献するといふ處に難點が存してゐる。今その事を明らかにせんが爲めに他

の者と比較して租税を例に取つていへば、徴税の基礎となる者が、例へば地租の地價金の如く所得税の所得金額の如く國家の臺帳に登録されてをるから、國家は其基本金額に照して、法律で定められてある租税を強制的に徴收することを得るのであるが、個々人の力量才幹の場合にはさうはいかぬ。第一個々人の力量才幹を、數的に測定することが出來ぬ。従て地價金や、所得金額やのやうに、之を國家の臺帳に登録することが出來ないのは無論である。つまり國家は個々人の力量才幹の臺帳を有たぬのである。其臺帳がないからして、例へば充分十時間の勞作に堪へ得る力量才幹を有つてゐる者が、狡猾にも、吾には五時間以上勞作するだけの力量才幹がない、五時間勞作が勢一杯であるといつて、唯、五時間だけ勞作して、残りの五時間は、全く他の方向に用ゐるか、或は全く浪費する者があつても、國家は彼に向て五時間以上の勞作を強要することが出來ぬ。かうした譯であるから彼と同様な狡猾や横著者が續々輩出して來ても、交易主義では之を如何することも出來ぬ。此狡猾者や横著者の輩出は必然生産の減退を生じ、文化は愈退歩せざるを得ないことになる。此に此説の難點が横はつてをる。

加之、

に於て各人から其需要

従て各人

を標語として

をるもの、之に對して此標語、其意義、しるすべし。倒して「其需要に從て各人から其才能に從て各人へ」といふ方が經濟上の正義を表はしてゐる者であるとの意を述べてゐる。(op. cit., p. 13, 14)。此等兩者は全く異つた立場から立言してゐるので正反對の命題となつたのであるが既に各人の才能氣質等の差異を認めた以上は、むしろバトラーの説いてゐる方が道理に副つてゐるといはねばならぬ。

最後に機會を均等ならしめるのが正義であるといふ論に一瞥を放たう。各人は父母を異にし、身體精神を異にしてゐる以上は徹底的に又は絶對的に均等なる機會を得るといふことは不可能事である。しかし機會均等論者の意義はさうした者でない。右の如き場合は人力によつて如何ともすることが出來ないのであるけれども、しかし人間の不平等差別の中には、人力で之を變更することが出來る者もあり、又變更するのが當然なものもある。機會均等とは其人爲的に變更することの出來る者を、各人に對して均等にしようといふのである。機會均等とはかうした意味であるとして、それが正義であることは公平無私といふ點からして首肯され得るのである。しかし此機會均等の正義を認めたなら、萬人は皆平等であるといふ觀方は之を

捨てなければならぬ。換言すれば機會の均等は却て人々の不平等を明かにし、延いて機會を不均等ならしめるこそ却て正義であるといふ結論に達するのである。更に換言すれば機會均等の正義論は機會不均等の正義論を演繹する所の、彼自身の自殺論であるといはざるを得ないのである。例へば教育の如きは最も機會均等を叫ばれた所の事例であつて、其の絶叫に従て普通教育に於いて萬人平等の教育を施して見たが、さて其結果として諸人はすべて不平等なものであることが明かにされ、従て優劣鋭鈍等各人の才能氣質に應じて教育すること、眞に教育上の公平といふものであるとの見解、即ち各人の能力に應じた教育をするのが教育上の機會均等といふもので、それが教育上の正義であるとの見解が漸次に擡頭しつつある。かうした譯であるから、機會均等論の正義觀と自然的平等觀とは相容れない處の思想である。

要するに以上の論述によつて自然的平等に立脚した正義觀、即ち自然主義的民衆的個人主義に立脚した正義觀の産業上に於ける見解の謬見であることは明かである。

最後に婦人運動に關する自然主義的民衆的個人主義の正義に就いて論じて見やう。論者は本來平等であるべき男女が、不平等扱にされる今日の結婚今日の家庭今日の社、其才能、正である。男女に優劣の差があるのは、皮

等の説に對する屈從とから馴致された結果に過ぎぬ。こんな人爲的の不平等は之を撤廢してしまつて、平等の本來の面目に復へすのが正義である。カール・ピアソンの如きも、若し女子に男子と同様な精神的肉體的教育を施すならば數代を出てずして、女子は男子と同等になるやうになるであらうなごど至極呑氣な事をいつてゐる。(K. Pearson, *The Ethic of Free Thought*, 1901 II. p. 426) 論者は又古來からの婦人界の偉人を列擧して女子は其知力的道德的能力に於いて本來的に決して男子より劣つてゐる者でないことを立證せんと努めてをる。かやうに男女の平等に、男女間の正義の根據を求めんとする所の論者は頻りに男女の平等を論するのである。しかしさうした説は、全然事實的根據のない架空の説とはいへぬにしても、しかし其根據は甚だ薄弱なる者であつて、從て學術上の一説として取るべき程に研鑽されてをるものでない。動物が何故無性から有性へ進化したか。雌雄の分業によつて最も都合よく種の保存をなさしめんが爲めではないか。而かも動物進化の發達階級を上るに從て雌雄の分化が愈顯著になつてゐる事實は、果して何事を暗示してをると考ふべきであるか。加之自然的平等がなければ正義がないといふ譯でなく、却て

自然的な不平等を、その不平等に從て公平に取扱ふ所に正義が存在してをる。私は今日の女子は謂はれもなく種々の點に於いて差別取扱うけてをつて、甚しく不正の位置に置かれてゐることを承認する、而してそれは必ず矯正して正義の位置に戻さなければならぬことをも承認する。しかしそれだからといつて、男女をすべて自然的に平等なものと観るのが正義であるとは考へぬ。つまり婦人運動に當徹められた所の自然主義的民衆的個人主義の正義觀も、正しい觀方といふを得ないのである。

## 六

自然主義的民衆的個人主義の正義觀は到底立し得ないにしても、自然主義的個人主義はそればかりでない、其他に猶自然主義的貴族的個人主義アラストクラチックがある。それゆゑ猶その方をも論究しなければならぬ。謂ふ所の自然主義的貴族的個人主義の觀方は、どんなものかといへば、それは詮する所「方」は權利なり「*Right to have*」といふ思想に立脚してゐる所の觀方である。彼等の見解はかうである。社會の進歩は社會を組織する所の各部の競争衝突から起きるものである。各部が互に負けじこ競争するから、種々

に就いて

より種々

に就いて

に就いて

に就いて

七

衝突は、

こゝるかどし

し々の

ゾオア

階の差別がある

から、賢優才能の者が愚劣不才不能の者を仆して、社會からそれ等を脱退させやうとする。ことから起きる者である。それゆゑ社會の進歩は少數偉人の手によつて成される者であつて、多數平凡人は之に與るものでない。政治上にしる、産業上にしる、社會上にしる、力ある者は何等他を顧慮することがなく、自己の思ふ通りに行ふべく、若し他にその行動を抑制し、若しくは妨害するものがあれば、力を以て之を排除するが可い。是非は他にない、強いこと、勝つことが道理であり善であつて、弱いこと、負けることが不道理であり、悪である。權利は強者の有つべき特權であつて、而かもその特權がそのまゝ正義であつて、それが社會人類の進歩を促進せしめる原動力である。

かうしたのが自然主義的貴族的個人主義の正義觀である。(M. Stirner, Der Einzige und sein Eigentum; Nietzsche, Zarathustra; Jenseit von Gut und Böse, etc.; Mallock, Aristocracy and Evolution)

かうした正義觀からすれば、政治上に於いても、産業上に於いても、社會上に於いても、力のある者は、何者にも顧慮する所がなく、自己の爲さんと欲する所を遂行すれば可いのである。此立場に立てゐる人は論ずる。曰く今日の産業組織はすべて自由



主義を以て貫徹されてを、自由競争が經濟生活の根本義になつてを、而してその自由競争は何人にも拒まれてゐない。今日の資本家富豪はその自由競争場裡に於ける優勝者であり、労働者貧民は其劣敗者である。所詮それ等は皆正義の裁さだまによつて生じたる當然の結果である。今日の産業の發達並にそれから生ずる莫大の利潤は、少數才能者の企畫經營宜きを得たるの結果であつて、多數労働者などの力に由るものでない。それゆゑ現代の産業組織を呪ふの聲は、それは弱者の泣言であり、之を破壊せんとする者は、それは正義の反逆者である。自由主義に徹底した今日の産業組織は實に正義その者である。(Mallock, *Critical Examination of Socialism*)と論ずる。

かうしたのが自然主義的貴族的個人主義の正義觀であるが、之に對してもプラトンは既に批評を加へて其誤謬を指摘してをる。(Plato, *Republic*, Ingl. Transl. by Jowett, p. 15). 即ちトッラシマホスが權利は强者のインテレストに外ならないといつたのに對してプラトンは、然らば其强者の判断といふ者は常に謬ることのないものであるか。曰く否、やはり時としては謬つた判断をなすこともある筈である。その謬つた判断をなした時でも、それが强者の命令であるといふので、弱者は其謬れる判断から出

後者が正義である。それゆゑ正義は唯、強者の暴威暴力を通させることでなくして、むしろ正當なる味方に味方することである、との意味を以て論破してゐる。此プラトーンの意見中にも、力が必ずしも權利であり得ないことが明らかである。

若し又力が權利であるならば、但諺に所謂無理が通つて道理が引込んでしまふ世の中にならねばならぬ。その世の中には力によるの他、秩序もなければ、規則もなく、従てそこに何の平和も安寧もない。さうした處にどうして正義があり得やうぞ、且如何に強者の權利でも到底爲し得ざる範圍がある。即ち他人の人格を無視して之を自己の道具視し、機械視することは、道理や道徳を閉却せずには出来ぬことである。又實際に就いていふも、彼等は今日の貧富の懸隔は能不能の當然の結果であると言ふが、それは實際の事實を無視した暴論である。今日の資本家、富豪は、果して皆有能者であり、貧民勞働者は果して無能者であるか。又今日の自由競争は、果して文字通りの自由競争であるといへるか。それ／＼ハンデキャップを有つてゐる競争ではないか。それゆゑ現代を謳歌のみしてゐる所の彼等論者は、正しく現代に阿る曲學阿世の徒と謂ざるを得ない。

以上段々自然主義的個人主義から觀た平等觀念に立脚した正義を批判して、それは到底立することの出来ない思想であることを論證して來たのであるが、然らば如何なる正義が眞の正義と謂ふべきであるか。

私の謂ふには、眞の正義は社會的正義より他にあり得ない、社會的正義が眞の正義である。その謂ふ所の社會的正義とは如何なる者ぞ。今詳細に之を説明せんが爲めには、社會と個人及び其兩者の關係を十分に論じなければならぬのであるが、今は其の違がないからして單に其結論だけをいへば、社會と個人との關係は到底之を自然主義の立場からは説明することが出來ぬ。自然主義的に考察されたる個人は常に空間上に一定の位置を占め、一定の限界を有し、一個の原子のやうに觀られる。從てそれは礙窒性イムペディンシブルを有つてをるもので、他の個人と相融通一體となることが出來るものでなく、動もすれば兩者は衝突矛盾に陥るのである。又此方面から觀られたる國家は如何であるかなればそれは國家原子觀(Atomistic Theory of State)とするか、又は國

ある所の社會を批判し、  
であるが、後者の取るに足らざることも亦明かである。(Stummler, Wirtschaft und Recht  
参照)。是等の理由によつて、自然主義の立場からは社會と個人との關係を説明する  
ことが出來ぬと斷ずる。然るに理想主義から觀た個人は如何なる者かなればそれ  
は空間を占據してゐる物體でない、從て何等空間的限界がない。しかしながら到底  
其存在を奪ふことの出來ぬ儼然たる一つの存在體(Existenz)である。その個人はそ  
の個人の成立つ所の根本からいへば、それは全然唯一の者であるけれども、同時に衆  
個人に分れることも出來る者である。それゆゑ其衆個人はフュイトが巧みに説い  
た通り(W. Fite, Individualism)眞に一にして多であることも、多にして一であることも出  
來、又此にして彼彼にして此であることも出來、又此時にして彼の時彼の時にして此  
時であることも出來る。社會は其根本からいへば個人が集合して出來てをるもの  
でもなければ、又個人を擴大したものでない。直ちに個人その者である。唯その  
個人が經驗的に制限を受けたる者として自己を感じた場合に、相對立した衆個人と  
なるのである。

社會と個人との關係は大要右の如くに考へるのであるが、その理想主義の立場か

ら考察されたる所の個人は、其本質に於いては萬人平等である。それゆゑ萬人平等の眞義は唯此に於いてのみ觀られる者で、而してその平等なる個人は之を人格者ペルソンと稱する。其謂ふ所の人格者とは如何なる者であるかなれば、それは自主自由の意思を有し、自己の眞底から自然に湧き出づる理想若しくはゾルレンを體認し、その體認したる者に從て自己の生を統一し、主宰する所のヴェーゼンをいふ者である。かうしたペルソンの見解は謂ふまでもなくカントの見解であるが、更にカントの意味を敷衍していへばかうである。カントは認識に於いても、實踐に於いても、觀美に於いても、人間は自分から自ら働きかけてそれ等を造くる者であつて、客觀の世界に如實に存在してゐる者を、唯、受身になつて取入れてをるものでない。眞善美は我等自ら働きかけて造り出す所の者であるが、その能働的の要素が、やがて切實なる意味に於いて人格者の核髓である。その核髓はそれが實踐界に表はれては無上命法となるのであるが、その無上命法を體認し、それに據て生を統一し主宰する者が人格者である。從てカントに於いては人格者は自己目的であり、内實的價値を有つてをるので、決して單に他の者の手段とすることを許さぬものである。その人格者としては萬人は皆平等である。外に、若し、ペルソンなりとも疑、これ等を超越し

かやうに理想主義的に觀せられた所の個人は、經驗的條件の下に於いて漸次に自己を實現するのであるが、正義はそこに現はれて來るのである。即ち各人をして自由なる人格的開展を遂げしめるのが正義であり、それを妨害したり、阻止したりするのが不正である。然るに前に述べた通り、人格者としての個人はやがて社會其者であるが故に、個人の開展完成はやがて社會其者の開展完成であらざるを得ない。而して此事は社會の各員たる我も彼も其他の誰でも之を爲すが故に、社會のすべての人が皆社會の開展完成を爲しつゝあると謂はざるを得ない。斯くいへば社會に千人あれば千人、萬人あれば萬人、皆特別の社會に於いて特別の開展完成をやつてゐるやうに聞ゆるのであるが、その實はそうでない。社會は唯一つの社會である。一つの社會を各個人は各其異つた經驗的立場から開展完成させてをるのである。而して其開展完成させられた處の社會は再び反射的に各個人に影響して、各個人の開展完成を促がす契機となるのである。それゆゑに各人の自己實現は、最も能く調和されたる社會の開展完成中に於いてのみ達成されると謂はざるを得ない。此點からいへば正義は相對的の衆個人を統一してゐる所の社會其者が調和的に自己を開展

し完成する所にありと謂はねばならぬ。更に之を相對的に對立をなせる社會と個人との間について立言すれば、社會の各員がその組織の體制上から自己に課せられたる職能を、各其才能・徳性に應じて自己の自由及權利の領域となし、之を恪守實行すると同時に、互に決して他人の吟域を侵害せず、以て社會その者をして健全なる生活を爲さしめ、其最高使命たる倫理的目的を成就せしめるやうにする處に存すと謂ふことが出来る。

私のお話は随分長くなりまして、豫定された時間以上に多分にはみ出て、誠に恐縮の至りであるが、私の話の要領は近代並に現代を支配して來た正義觀念は、それは自然主義的個人主義に立脚した所の正義であつて、謬つた觀念である。眞の正義は理想主義的個人主義——それは又同時にシュタムラーなどの説いてゐる意味に於いて社會的理想主義(Sozialer Idealismus)ともいへる團體主義個人主義と對照せず、それと一衆になつてゐる所に立脚した者であらねばならぬ。而してそれによつて從來の謬れる正義觀に基づいて建てられてゐる現時の政治産業婦人等の問題並に運動を解決し、改造しなければならぬといふにある。長時間の御清聴を感謝する。